

別表 1-1 (相談窓口の設置)【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none">ここ数年の市に対する相談件数は、年間で30件程度であり、補助金の活用により1割が創業している。これまで創業支援等事業者として連携してきた、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店に加え、市内金融機関との連携を図ることにより、年間35件の相談件数を目標とし、創業創出目標を5人とする
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><窓口の業務>【既存】</p> <ul style="list-style-type: none">市役所内に創業に係る相談窓口を設け、創業支援等事業者である一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店と連携を図り、様々な創業時の課題を解決する。窓口では、創業に関連する支援施策及び支援機関を紹介できるようにする。 (市、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店で立ち上げた「創業応援ネットワーク」については、市政だより及び市ホームページに掲載し、周知を図る)また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なコーディネートを行うことができるワンストップ相談窓口を一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）が設置し、市と連携をして支援を行う。創業に必要となる要素別の各連携機関の役割は以下とする。 <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none">地域資源の活用の仕方 長岡市及び各創業支援等事業者が地域資源の把握と活用法の検討を行い、相談者のニーズに合わせて情報提供を実施する。ターゲット市場の見つけ方 一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が市場ニーズを把握して情報提供を行い、今後伸びそうな市場についてアドバイスを実施する。ビジネスモデルの構築の仕方 一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が顧客、ニーズへの対応、採算性、雇用関係についてのアドバイスを実施する。また、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）が「起業・創業塾」を実施し、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。

4. 売れる商品・サービスの作り方

一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。長岡商工会議所が、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。

6. 資金調達

(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、市が制度融資（信用保証料補助有）や補助金の支援を行う。

一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）は資金調達へのアドバイスを行い、長岡商工会議所は補助金等の申請書の作成支援を行う。

7. 事業計画書の作成

一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が事業計画書の策定について、アドバイス及びブラッシュアップを行う。

また、補助金等の申請については、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所がサポートを行う。

8. 許認可、手続き

市が創業手続き・許認可について関係機関への連絡を行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。

・各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、必要に応じて市が各創業支援機関に報告を求め、情報を管理する。

<特定創業支援等事業について>

下記の内容を特定創業支援等事業とする。

市の証明書発行については、創業希望者等が経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を習得する個別相談、講座等をそれぞれ受け、4つの知識を習得後に、市に証明書発行を申請してもらう。

市は創業希望者等が申請書に記載した4つの知識を習得するために受けた個別相談、講座等の内容と時期を確認するために、各創業支援等事業者が創業希望者等に特定創業支援等事業を実施したことを確認するための報告書を提出してもらい、特定創業支援等事業で4つの知識を習得したことが確認できた創業希望者等に対して、市が証明書を発行する。

○特定創業支援等事業

下記特定創業支援等事業を原則1か月以上にわたり、4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を身につけることを要件とする。なお、単独の特定創業支援等事業で習得できなかった知識や受講できなかった講座等については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。

- ・一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）
ワンストップ相談窓口、起業・創業塾
- ・長岡商工会議所
個別相談・専門家相談、創業者クラブ
- ・(株)日本政策金融公庫長岡支店
個別相談
- ・(株)第四北越銀行
創業相談窓口
- ・(株)大光銀行
創業相談窓口、創業塾、ビジネスプランコンテスト
- ・長岡信用金庫
創業相談窓口
- ・(株)商工組合中央金庫
創業相談窓口
- ・新潟県信用保証協会
創業相談窓口
- ・新潟県信用組合
創業相談窓口、創業アカデミー
- ・長岡地域商工会連合
個別相談

<各事業の共通事項について>

・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業希望者・創業者に対するヒアリングを行い、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話等で確認する。

・創業後についても、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。

・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

・長岡市商工部産業イノベーション課に、担当者2名を配置し、関係機関と連携した相談窓口を設置する。また各創業支援等事業者のチラシ、パンフレットについても、市と創業支援等事業者の窓口を設置し、幅広く創業者の目に届くようにする。

・また、市政だよりや市ホームページ上でも創業に係る施策を紹介する。

・各創業支援等事業者が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて市が創業支援等事業者に報告を求め、状況を把握する。

・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。

計画期間

平成26年6月20日～令和9年3月31日

変更箇所については令和5年6月25日～令和9年3月31日

別表 2-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 一般社団法人新潟県起業支援センター</p> <p>(2) 住所 新潟県長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センターB1F</p> <p>(3) 代表者の氏名 代表理事 高橋 秀明</p> <p>(4) 連絡先 TEL:0258-94-5040 FAX:0258-94-5041 担当者：一般社団法人新潟県起業支援センター 高橋 秀明</p>
創業支援等事業の目標
<p>・令和5年度の個別相談では、年間99人の相談があり、そのうち約2割の創業者創出の実績であったが、本計画に基づき、市、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、市内各金融機関等との連携を図ることにより、年間125人の相談者数を目標とし、年間相談者数の約2割(25人)の創業者創出を目標とする。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 <窓口の業務> 【既存・特定創業支援等事業】 ・一般社団法人新潟県起業支援センター (CLIP長岡) が創業支援のワンストップ相談窓口を設け、市、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店と連携し、様々な創業時の課題を解決する。平日10時00分～18時00分まで相談対応を行う。 ・窓口では、創業に関連する支援施策及び支援機関を紹介できるようにする。 ・相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なコーディネートを行うことができる創業支援の専門相談員を配置する。専門相談員は、経営、財務、人材育成、販路開拓、商品開発等の相談に対応する。また、相談内容に応じて長岡商工会議所の相談員及び、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合の職員と連携して対応する。 ・専門相談員と原則1か月以上にわたり個別相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 ・一般社団法人新潟県起業支援センター (CLIP長岡) が、創業支援の専門相談員を配置し、関係機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また市や創業支援等事業者のチラシ、パンフレットについても、窓口を設置し、幅広く創業者の目に届くようにする。 ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター (CLIP長岡)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。</p>
計画期間
<p>平成26年6月20日～令和9年3月31日 変更箇所については令和6年12月25日～令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認</p>

定日以降の申請が対象となる。

別表 2-2 (起業・創業塾) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人新潟県起業支援センター (2) 住所 新潟県長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センターB1F (3) 代表者の氏名 代表理事 高橋 秀明 (4) 連絡先 TEL:0258-94-5040 FAX:0258-94-5041 担当者：一般社団法人新潟県起業支援センター 高橋 秀明
創業支援等事業の目標
・令和5年度実施した起業・創業塾については年間34人を支援し、うち約1割の創業実現の実績がある。今後は年間40人を対象とし、うち1割(4人)について創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <起業・創業塾> 【既存・特定創業支援等事業】 ・創業希望者等を対象とする講座「起業・創業塾」を開催 ・受講終了後も、一般社団法人新潟県起業支援センター(CLIP長岡)の相談員がフォローすることとし、各支援機関と連携しながら実施をする。 ・経営、財務、人材育成、販路開拓、商品開発力等を習得する複数回のシリーズ講座のうち、原則1か月以上、4回以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講座を受講したものを特定創業支援等事業を受けたものとする。 ・なお、本特定創業支援等事業で受講できなかったカリキュラムや習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・一般社団法人新潟県起業支援センター(CLIP長岡)が、創業希望者等に対して、起業・創業塾を開催する。 ・カリキュラムの策定、専門家の選定等の開催準備にあたっては市と連携して行う。 ・また、卒業生については、市の制度融資(信用保証料補助有)及び補助金支援を積極的に紹介し、活用してもらう。 ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(CLIP長岡)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて受講内容等を記載した報告書を市に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護に配慮する。
計画期間
平成26年6月20日～令和9年3月31日 変更箇所については令和6年12月25日～令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-3 (個別相談・専門家相談) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 長岡商工会議所
(2) 住所 新潟県長岡市表町3-1-8 リナシエビル3
(3) 代表者の氏名 会頭 大原 興人
(4) 連絡先 TEL : 0258-32-4500 FAX : 0258-34-4500 担当者 : 齋藤 皓子
創業支援等事業の目標
・昨年度の長岡商工会議所の創業および創業後の販促活動のアドバイス等に関する個別相談・専門家相談は、年間計 24 件あった。今年度は年間 50 件を対象とし、うち 1 割 (5 人) の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ＜個別相談・専門家相談＞【既存・特定創業支援等事業】 ・長岡商工会議所が、創業希望者等に個別相談を実施。また、必要に応じて弁護士、税理士、中小企業診断士等の専門家との専門相談を行う。 ・相談員又は専門家と原則 1 か月以上にわたり、相談を 4 回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で 4 つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・長岡商工会議所が、創業希望者等に個別相談を実施。必要に応じて、弁護士、税理士、中小企業診断士等の専門家との専門相談を行う。また本事業のチラシ、パンフレットについても市や創業支援等事業者の窓口を設置し、幅広く創業希望者の目に届くよう PR 周知を図る。 ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター (CLIP 長岡)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。
計画期間
平成 26 年 6 月 20 日～令和 9 年 3 月 31 日 変更箇所については令和 6 年 12 月 25 日～令和 9 年 3 月 31 日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第 14 回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-4 (創業者クラブ) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 長岡商工会議所 (2) 住所 新潟県長岡市表町3-1-8 リナシエビル3 (3) 代表者の氏名 会頭 大原 興人 (4) 連絡先 TEL : 0258-32-4500 FAX : 0258-34-4500 担当者 : 齋藤 皓子
創業支援等事業の目標
・長岡商工会議所の創業者クラブでは年間20名の参加登録を目標とし、昨年度は登録者31名の実績があった。今年度も年間20人の参加登録を目標に、創業希望者については1割(2人)程の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <創業者クラブ> 【既存・特定創業支援等事業】 ・長岡商工会議所が、創業希望者等を対象とし、各種情報提供や情報交換等を実施する「創業者クラブ」を設置する。 ・経営、財務、人材育成、販路開拓等を習得する経営相談会のうち、原則1か月以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく経営相談会を4回以上受けた者については、特定創業支援等事業を受けた者とする。 ・なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・長岡商工会議所が、創業希望者等に対して、各種情報提供や情報交換等を実施する「創業者クラブ」を設置する。また本事業のチラシ、パンフレットについても市や金融機関および創業支援等事業者の窓口に設置し、幅広く創業希望者の目に届くようPR周知を図る。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて受講内容等を記載した報告書を市に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護に配慮する。 ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター (CLIP長岡)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。
計画期間
平成26年6月20日～令和9年3月31日 変更箇所については令和6年12月25日～令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-5 (個別相談会) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社日本政策金融公庫</p> <p>(2) 住所 東京都千代田区大手町1-9-4</p> <p>(3) 代表者の氏名 田中 一穂</p> <p>(4) 連絡先 TEL:0258-36-4360 FAX:0258-37-0557</p> <p>担当者：(株)日本政策金融公庫長岡支店国民生活事業 融資課 末安 公亘</p>
創業支援等事業の目標
<p>・(株)日本政策金融公庫長岡支店国民生活事業が過去3年間実施した個別相談数と創業者数の平均件数は、年間43人、18人である。よって目標件数は、個別相談45人を対象とし、うち20人の創業実現を目指す。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 <個別相談> 【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)日本政策金融公庫長岡支店が創業に係る相談窓口で個別相談を実施 ・原則1か月以上にわたり、個別相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)日本政策金融公庫長岡支店が、創業希望者等に個別相談を実施する。また本事業のチラシ、パンフレットについても市や創業支援等事業者の窓口に設置し、幅広く創業者の目に届くようにする。 ・創業希望者を対象に経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる目的のセミナーを年1回以上主催する。 ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。
計画期間
<p>平成26年6月20日～令和9年3月31日 変更箇所については令和5年6月25日～令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる。</p>

別表 2-6 (創業相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社第四北越銀行</p> <p>(2) 住所 新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1</p> <p>(3) 代表者の氏名 取締役頭取 殖栗 道郎</p> <p>(4) 連絡先 TEL025-229-8164 FAX025-222-4820 担当者：コンサルティング事業部 地域創生コンサルティンググループ 高田</p>
創業支援等事業の目標
<p>これまでの年間実績を参考に、年間相談件数60件、そのうち3分の1 (20件) の新規創業者創出 (融資実行) を目標とする。【目標】 支援対象者 (相談件数) : 60件 創業者数 (融資実行件数) : 20件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容<創業相談窓口> 【既存・特定創業支援等事業】</p> <p>①事業計画の策定支援</p> <p>②資金計画へのアドバイス</p> <p>③各種商談会及びビジネスマッチングを利用した販路拡大支援</p> <p>④補助金等公的支援策の活用支援</p> <p>⑤外部専門家を招へいした個別相談会の開催</p> <p>※原則1か月以上にわたり、創業相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>① 主に当行営業店の窓口で法人営業担当者が対応</p> <p>② 必要に応じグループ企業 (第四北越リサーチ&コンサルティング㈱はオンライン相談の希望にも対応可) や外部専門家、他の創業支援等事業者と連携して支援</p> <p>③ 各種商談会の紹介や当行取引先とのビジネスマッチングにより販路開拓を支援</p> <p>④ (公財) にいがた産業創造機構などの公的支援策の情報提供</p> <p>⑤ 市報やプレスリリースなどの広報手段を適宜活用しながら、周知活動を行う。</p> <p>⑥ 必要に応じて市や創業支援機関等が実施する創業支援等事業を積極的に紹介し活用してもらう。</p> <p>※関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター (CLIP長岡)、長岡商工会議所、㈱日本政策金融公庫長岡支店、㈱第四北越銀行、㈱大光銀行、長岡信用金庫、㈱商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。</p> <p>※特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。</p>
計画期間

平成31年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については令和6年12月25日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-7 (創業相談窓口・創業塾・ビジネスプランコンテスト) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社大光銀行</p> <p>(2) 住所 新潟県長岡市大手通1丁目5番地6</p> <p>(3) 代表者の氏名 取締役頭取 川合 昌一</p> <p>(4) 連絡先 TEL 0258-36-4111 FAX 0258-36-4151 担当職員：地域産業支援部 地方創生推進室 内山</p>
創業支援等事業の目標
<p>【目標数】 創業者の増加は地域経済の活性化や新たな雇用を創出する効果があることから、当行では本部内に専担者1名を配置して創業支援を行っている。令和5年度の創業者創出（融資実行）は19件（令和5年度創業者分）であった。 今後は本計画に基づき、長岡市および他の創業支援等事業者との連携を図ることで、創業支援対象者数50件に対し、20件の創業者創出（融資実行）を目指す。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 <創業相談窓口・創業塾・ビジネスプランコンテスト> 【既存・特定創業支援等事業】 ①資金調達等に関する相談 ②事業計画策定支援 ③創業に関する補助金等、各種公的支援策の情報提供 ④商談会・ビジネスマッチング等による販路拡大支援 ⑤外部専門家による相談、助言（税務、法務、労務） ⑥創業塾・創業セミナーを含む各種セミナーの開催 ⑦ビジネスプランコンテストの開催による創業者の発掘 ※原則1か月以上にわたり、創業相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 ①当行支店窓口担当者に本制度の主旨と内容を周知徹底し、融資相談を通じて支援する。 ②高い専門性を必要とする個別相談については、外部専門家と連携して支援する。 ③専門家による「税務相談」「法律相談」「労務相談」（無料）を月1回開催する。 ④事業計画策定支援や経営支援に関するセミナーを開催する。 ⑤「次世代経営者・経営塾」を開催し、第二創業の促進を図る。 ⑥各種商談会の出展支援やビジネスマッチングによる販路拡大を支援する。 ⑦「たいこうビジネスプランコンテスト」を開催し、ビジネスプランを公募することで創業者の発掘や新産業の創出を図る。 ⑧市報やプレスリリースなどの広報手段を適宜活用しながら、周知活動を行う。 ⑨「たいこう創業塾」の開催により事業意欲の高い創業者の掘り起こしを行うとともに、当該事業の起ち上げへのサポートを行う。 ※関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、㈱日本政策金融公庫長岡支店、㈱第四北越銀行、㈱大光銀行、長岡信用金庫、㈱商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が</p>

必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。

※特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。

計画期間

平成31年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については令和6年12月25日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-8 (創業相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 長岡信用金庫 (2) 住所 新潟県長岡市大手通2丁目4番地7 (3) 代表者の氏名 佐藤 光一 (4) 連絡先 電話：0258-37-5435 F A X：0258-36-4326 担当：審査部経営支援課 田中 健太郎
創業支援等事業の目標
本計画に基づき各支援機関と連携を図ることで、年間20人を支援対象とし、うち1割(2人)の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容<創業相談窓口>【既存・特定創業支援等事業】 ① 創業相談・資金相談窓口 ② 創業計画書・補助金申請書策定支援 ③ 専門家派遣 ④ 創業セミナー ※原則1か月以上にわたり、創業相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ① 創業相談及び資金相談を、店舗での対面またはHPでの非対面によって受け付け、創業にかかる経営相談から資金相談までをワンストップで対応する。また、創業者に必要な情報を信金中央金庫が運営するWebサイト「しんきん創業の扉」を活用して提供する。 ・実店舗：長岡市内全店舗13店舗ならびに小千谷支店(山古志地域、川口地域) ・長岡信用金庫HPのURL： https://www.nagaoka-shinkin.com/ ・しんきん創業の扉のURL： https://www.shinkin-sogyo.net/ ② 創業計画書の策定については、主に窓口担当者が策定支援を実施する。特に事業面においては必要に応じて専門家を活用し、実現可能な創業計画書の完成を目指す。 ③ 創業時だけでなく創業後も当金庫が展開する本業支援を実施する。特に高度な経営課題に関する相談には、提携する専門家や専門機関、公的支援制度等を活用して対応する。 ④ 「マーケティング」や「財務」等の創業者が必要とする知識を学ぶセミナーや研修、起業家による講演会等の企画あるいは情報提供を行う。企画の際は中小企業基盤整備機構や長岡商工会議所と協力する。 ⑤ 市報やプレスリリースなどの広報手段を適宜活用しながら、周知活動を行う。 ※関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(CLIP長岡)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ※特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。
計画期間
平成31年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については令和5年6月25日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-9 (創業相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 株式会社商工組合中央金庫 (2) 住所 東京都中央区八重洲 2-10-17 (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 関根正裕 (4) 連絡先 TEL0258-35-2120 FAX0258-36-5329 商工中金長岡支店/営業課 井上 真一
創業支援等事業の目標
本計画に基づき、長岡市及び他の創業支援等事業者と連携を図ることにより、創業希望者等に対する情報提供や個別相談の受付件数を年間10件程度と想定。そのうち1割(1名)の新規創業者創出(融資実行)を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <創業相談窓口> 【既存・特定創業支援等事業】 ① 資金調達等に関する相談 ② 事業計画策定支援 ③ 創業に関する補助金等、各種公的支援策の情報提供 ④ 外部専門家による相談、助言 ※原則1か月以上にわたり、創業相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ① 主に、支店窓口担当者による、融資相談を通じた支援を行う。 ② 必要に応じて、外部専門家や他の創業支援等事業者と連携して支援する。 ③ 公益財団法人にいがた産業創造機構等の公的支援策等の情報提供を行う。 ④ 必要に応じて、市の制度融資「起業創業貸付」や創業支援機関等が実施する創業支援等事業を積極的に紹介し活用してもらう。 ⑤ 市報やプレスリリースなどの広報手段を適宜活用しながら、周知活動を行う。 ※関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(CLIP長岡)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ※特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。
計画期間
平成31年4月1日～令和9年3月31日 変更箇所については令和5年6月25日～令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-10 (創業相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 新潟県信用保証協会 (2) 住所 新潟市中央区古町通7番地1010番地(古町ルフル内) (3) 代表者の氏名 会長 稲荷善之 (4) 連絡先 TEL.025-210-5141 FAX.025-210-5170 / 担当:保証推進部保証総括課 大桃
創業支援等事業の目標
創業希望者等に対する情報提供及び個別相談 【目標】 相談件数:3件 創業者数(創業保証利用者数):1人 ※昨年度の長岡市内における創業者に対する支援(①創業前及び②創業後5年以内の創業保証利用者数)は、それぞれ①4者、②62者であった(①のうち、3者から相談があり、いずれも新規創業者創出(創業保証等の保証利用)に繋がった)。本計画に基づき、市及び他の創業支援等事業者と連携を図ることにより、年間相談件数3件、このうち1人の新規創業者創出(創業保証等の保証対応)を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <創業相談窓口> 【既存・特定創業支援等事業】 ①資金調達等に関する相談 ②事業計画策定支援 ③創業に関する補助金等、各種公的支援策の情報提供 ④外部専門家による相談、助言 ※原則1か月以上にわたり、創業相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ①主に、支店保証担当者による、融資相談、保証相談を通じた支援を行う。 ②必要に応じ、本部部署が所管する「創業あんしんサポート事業」を通じた伴走型支援(事業計画に対する助言、策定支援等)を行う。 ③さらに、高度な経営課題には、中小企業診断士等の外部専門家の派遣を通じた支援を行う。 ④公益財団法人にいがた産業創造機構等の公的支援策、市制度融資「地方創生特別融資(起業創業貸付)」や創業支援機関等が実施する創業支援等事業を紹介し、活用を促す。 ⑤市報、当協会広報誌、リーフレット、プレスリリース等の広報手段を適宜活用しながら、周知活動を行う。 ※関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(CLIP長岡)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ※特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。
計画期間

令和元年6月12日～令和9年3月31日

変更箇所については令和6年12月25日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-11 (創業相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 新潟県信用組合 (2) 住所 新潟市中央区営所通一番町302番地1 (3) 代表者の氏名 理事長 赤川 新一 (4) 連絡先 TEL 025-228-4111 FAX 025-224-3641 担当者：地方創生推進室 中西・石山
創業支援等事業の目標
創業支援対象者数：20件、創業者数：10件 創業希望者等に対する情報提供および個別相談対応（計画策定支援、創業後の支援）を実施。本計画に基づき、市及び他の創業支援等事業者と連携を図ることにより、年間相談件数20件、そのうち5割の10件の創業者創出（融資実行）を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容＜創業相談窓口＞【既存・特定創業支援等事業】 ①資金調達等に関する相談 ②事業計画策定の策定支援 ③創業補助金等、各種公的支援策の情報提供、活用支援 ④商談会・ビジネスマッチング等による販路拡大支援 ⑤外部専門家による相談、助言 ※なお、本創業相談窓口のほか、当組合が実施する別表（創業アカデミー）およびその他の特定創業支援等事業と組み合わせることも可能とし、4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）について4回以上かつ1ヶ月以上継続して支援を受けた者も「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ①支店窓口担当者に本制度の趣旨と内容を周知徹底し、融資相談を通じて支援する ②創業アカデミーの受講者に対し情報提供を行う ③必要に応じて外部専門家や他の創業支援等事業者と連携して支援する ④商談会や当組合取引先とのビジネスマッチングにより販路拡大を支援する ⑤必要に応じて長岡市の制度融資や空き店舗の有効活用事業、各種助成制度など長岡市が実施する創業支援等事業を積極的に紹介し活用してもらう ⑥当組合ホームページやプレスリリース、市報等の広報手段を適宜活用し、周知活動を行う ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、本人の同意を得たうえで氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日時等を記載した名簿を作成し長岡市に提出する ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。
計画期間
令和4年12月23日～令和9年3月31日 変更箇所については令和6年12月25日～令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回

認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-12 (創業アカデミー) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 新潟県信用組合</p> <p>(2) 住所 新潟市中央区営所通一番町302番地1</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 赤川 新一</p> <p>(4) 連絡先 TEL 025-228-4111 FAX 025-224-3641 担当者：地方創生推進室 中西・石山</p>
創業支援等事業の目標
<p>創業支援対象者数：40件、創業者数：2件</p> <p>当組合では、平成28年度より創業アカデミーを開催。当組合ホームページやプレスリリースを活用し広報活動を積極的に実施することにより、受講者・創業者の増加を目指し、創業支援対象者数を年間40名（5回×8名）とし、そのうち2名（5%）について1年以内の創業者創出（融資実行）を目指す。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容<創業アカデミー>【既存・特定創業支援等事業】</p> <p>① 4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）習得を基本とした全4回コースにて創業アカデミーを開催する。</p> <p>なお年度によっては、基本4コースに加え応用編等のセミナーを加える。</p> <p>※ 4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）について4回以上かつ1ヶ月以上継続して受講した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>※ なお、本創業アカデミーのほか、当組合が実施する別表（創業相談窓口）およびその他の特定創業支援等事業と組み合わせることも可能とし、4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）について4回以上かつ1ヶ月以上継続して支援を受けた者も「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>① 創業融資の相談者などに対し周知活動を行う</p> <p>② 当組合ホームページやプレスリリース、市報等の広報手段を適宜活用し、周知活動を行う。</p> <p>③ 創業アカデミーを受講した者について、受講後も引続き創業相談窓口で創業に向けた相談支援を行う。また、創業者の事業継続を支援するため、けんしんChallenge応援セミナーを開催しフォローアップを行う。</p> <p>④ 必要に応じて長岡市の制度融資や空き店舗の有効活用事業、各種助成制度など長岡市が実施する創業支援等事業を積極的に紹介し活用してもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、本人の同意を得たうえで氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日時等を記載した名簿を作成し長岡市に提出する。 ・ 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。 ・ 関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。
計画期間
<p>令和4年12月23日～令和9年3月31日</p> <p>変更箇所については令和6年12月25日～令和9年3月31日</p>

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-13 (個別相談) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 長岡地域商工会連合</p> <p>(2) 住所 新潟県長岡市寺泊坂井町9769-31 (事務局：寺泊町商工会)</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 佐藤 洋一</p> <p>(4) 連絡先 TEL：0258-75-2474 FAX：0258-75-3374 担当者：近藤 金広</p>
創業支援等事業の目標
<p>・昨年度の長岡地域商工会連合を構成する商工会への創業に関する個別相談は年間計32件あった。今年度は長岡地域商工会連合を構成する商工会内の連携を図ることにより、年間32件の創業支援を目指し、うち24件の創業の実現を目指す。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 <個別相談> 【新規・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長岡地域商工会連合を構成する各商工会が、創業希望者から相談があった場合、個別相談を実施する。また、必要に応じて弁護士、税理士、中小企業診断士等の専門家を紹介し、助言を受けることができるものとする。 ・経営指導員又は専門家との個別相談を通じ、4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）について4回以上かつ1ヶ月以上継続して受講した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長岡地域商工会連合を構成する商工会が、創業希望者から相談があった場合、個別相談を実施する。必要に応じて、弁護士、税理士、中小企業診断士等の専門家を紹介し助言を受ける。また本事業のチラシ、パンフレットについても各商工会の広報誌やHP等の広報手段を活用し、幅広く創業希望者の目の届くようPRをする。 ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、新潟県信用組合、長岡地域商工会連合が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ・長岡地域商工会連合を構成する13商工会（栃尾商工会、中之島町商工会、関原地区商工会、二和地区商工会、越路町商工会、三島町商工会、与板町商工会、和島村商工会、出雲崎町商工会、寺泊町商工会、山古志商工会、川口町商工会、小国町商工会）が必要に応じ構成商工会内で情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。
計画期間
<p>令和5年6月23日～令和9年3月31日 変更箇所については令和6年12月25日～令和9年3月31日</p>

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。